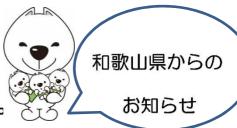
「和歌山県在宅育児支援事業給付金」

多子世帯の〇歳児を対象に

在宅育児支援が始まります。



1. 対象となる乳児

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 和歌山県内に住民登録を有していること
- (2)生後2か月を超え、満1歳に満たないこと
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - 属する世帯内の第三子以降
 - 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である属する世帯内の第二子(4月から8月は前年度分、9月から3月は当該年度分で判定します。)

2. 支給を受けることができる者

次の要件をすべて満たしていること

- (1)和歌山県内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること (施設等受給資格者は除きます。)※1
- (2) 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと
- (3) 生活保護法による保護を受けていないこと
- (4) 乳児を保育所等に入所させていないこと
- (5)暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと
 - ※1児童手当等の受給者が乳児と同居していない場合は、同居している養育者が対象となります。
 - ※2配偶者についても(2)及び(5)の要件を満たす必要があります。

3. 支給額

対象となる乳児一人当たり**月額15,000円** (最大10か月で15万円)

4. お問い合わせ先

紀の川市役所 こども課(77-0863)

※支給期間が2年にわたる場合、年度ごとに申請が必要です。 詳しくは、窓口でご確認ください。

※本給付金は雑所得として課税対象となるため、確定申告又は住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口へお問い合わせ願います。